

新型コロナウイルス感染拡大予防氷川児童センター運営管理基準

1 趣旨

氷川児童センターの施設利用について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「草加市における新型コロナウイルス感染防止を講じた公共施設の利用再開及びイベントの開催に関する方針」及び「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」に基づき、感染症予防策を取り入れた運営を行うに当たり、運営管理基準を定める。

2 対象施設

氷川児童センター

3 利用時の条件

(1) 利用人数の制限

定員の50%以内で利用すること。

定員が定められていない部屋においては一人当たり6㎡の空間を確保する。
(消防法の基準一人当たり3㎡を参考に定員を算定した上で、定員の50%を利用可能人数とする。)

ただし、イベントの開催については、「5 イベントの開催時の制限」によるものとする。

※乳幼児（2歳児まで）は3㎡で補正し、3歳児以上は一律6㎡で計上する。

各部屋、もしくは事業毎に受付簿（予約票）を作成し、利用者情報を把握するとともに、定員内での運営を行う。

(2) 来館者の制限

来館前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（又は平熱比1度超過）や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は、来館を控えること。

(3) マスクの着用、手洗い等の実施

館内では必ずマスクを着用し手洗いや手指の消毒を徹底すること。（乳幼児については熱中症の懸念から着用を求めない。）

不所持の際は、キッチンペーパーと輪ゴムで作れる簡易マスクを一緒に作製して着用してもらう。

(4) 室内換気の実施

換気扇を稼働させるとともに、ドアや窓を開けて利用すること。

(5) 対人距離

利用者同士がくっつき過ぎないように声掛けを行う。

(6) 飲食の禁止

水分補給を除き、飲食は行わないこと。

これまで設けていたお昼の時間・おやつ時間は当面の間中止とする。

(7) 活動終了時の清掃等の実施

活動が終わったら、清掃、消毒等の実施を徹底すること。

(8) 速やかな入退館の実施

利用時間に合わせて来館し、利用後は速やかに退館すること。

(9) 受付簿（予約票）の保管

参加者の把握を後日でも行えるように保管する。

4 各事業の運営について

【共通事項】

◎定員制・事前予約制・入替え制とする

◎スタッフの体調確認、衛生管理（手洗い・消毒）、マスク着用を適切に行う。

◎各実施時間帯の間には消毒を行う。

【各事業詳細】

クラス

(1) 予約制とする

6月15日（月）より受付開始。22日（月）より実施

①ピヨピヨ広場 月・木曜日 10時30分～11時

②よちよち探検 水曜日

10時15分～10時45分・11時15分～11時45分

③幼児の広場

からだで遊ぼうⅠ 火曜日（満2歳）

10時10分～10時40分・10時50分～11時20分

からだで遊ぼうⅡ 火曜日（満3歳以上）

11時30分～12時

④ つくって遊ぼう 金曜日

10時15分～10時45分・11時15分～11時45分

(2) 定員制とする

①・②・③Ⅰ・④ 各回5組（一組2名） ③Ⅱ4組（一組2名）

※スタッフ1名分（6㎡×1人＝6㎡）を除く

(3) 受付方法

受付名簿を用いて、窓口及び電話で受付を行う。

※（予約は該当日の一週間前月曜日から、各クラス1人1回まで。定員内であれば予約無しでも利用可）

(4) 周知方法

ホームページほかに掲示し、電話・来館での問い合わせに対して周知を行う。

催し

(1) 予約制とする。

6月15日（月）より受付開始。20日（土）からの土曜日曜日に実施
・制作系 13時15分～14時15分・15時15分～16時15分
※スポーツ・ゲーム系は、予約の必要はない。

(2) 定員制とする。

各回6名

※催し以外の一般利用者を多く受入れるため、制作時間と作業台数を考慮し算出した。

※催しは内容により、実施時間や定員を変更する。

※(3)～(4)は上記クラスに準じる

5 イベント開催時の制限

イベント開催に当たっては、感染者の来場を防ぐ対策（検温や体調の管理等）、感染発生時に感染可能性のある者を把握する仕組み（名簿の管理等）を要件とする中で、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 座席又はテーブル等で区切られ、大声での歓声・声援や歌唱等が見込まれない場合、定員又は例年の参加者数の100%以内とする。

(2) 大声での歓声・声援や歌唱等が見込まれる場合、異なるグループ又は個人間で座席を1席空けることとしつつ、家族や同一グループ（5人以内）では、座席等の間隔を空けずに利用することにより、定員又は例年の参加者数の50%を超えることを可とする。

(3) 上記(1)又は(2)に該当しない場合は、原則として定員又は例年の参加者数の50%以内とする。

6 期間

期間は、令和2年10月5日から令和3年2月28日までとする。

以 上